

規制の事前評価書要旨

| | |
|-------------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 医療法及び医師法の一部を改正する法律 |
| 規制の名称 | 一定の病院の管理者に関する要件 |
| 規制の区分 | 新設 |
| 担当部局 | 医政局総務課 |
| 評価実施時期 | 平成30年2月 |
| 規制の目的、内容及び必要性 | 地域における医療提供体制の確保のために必要な支援を行う病院の管理者について、厚生労働大臣の認定を受けたことを要件として設定することで、医療提供体制の確保についてより適切な体制構築を図ることが可能となるが、規制を実施しない場合、地域における医療提供体制に関する知見等が乏しい者が管理者に就く場合が想定され、地域における医療提供体制の維持・改善が困難になるおそれがある。 |
| 直接的な費用の把握 | 一定の病院の管理者は、新たな管理者を設定した場合に、当該管理者が認定を受けた者であることを届け出る必要が生じ、届出に必要な事務処理費用が発生する。 行政は、届出を確認する際に認定を受けたことを確認する行政費用が発生する(ただし、現行の制度においても、届け出られた管理者が臨床研修等を修了しているか確認する行政費用が発生している。) |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 地域における医療提供体制の確保が推進されることにより、患者及び地域住民への医療提供が適切に行われることとなる。 |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | 地域における医療の提供に影響を与える場合は認定を受けていない者を管理者に設定できることとしているため、副次的な影響は想定されない。 |
| 費用と効果(便益)の把握 | 規制の新設を行うことで開設者に一定の負担が生じるものの、規制の新設を行う事で地域における医療提供体制の維持・改善が図られ、患者及び地域住民への医療提供がより適切に行われることとなるため、規制の新設が必要である。 |
| 代替案との比較 | 要件を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、要件の実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。 |
| その他の関連事項 | なし |
| 事後評価の実施時期等 | この法律の施行後5年を目途として、改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。 |